

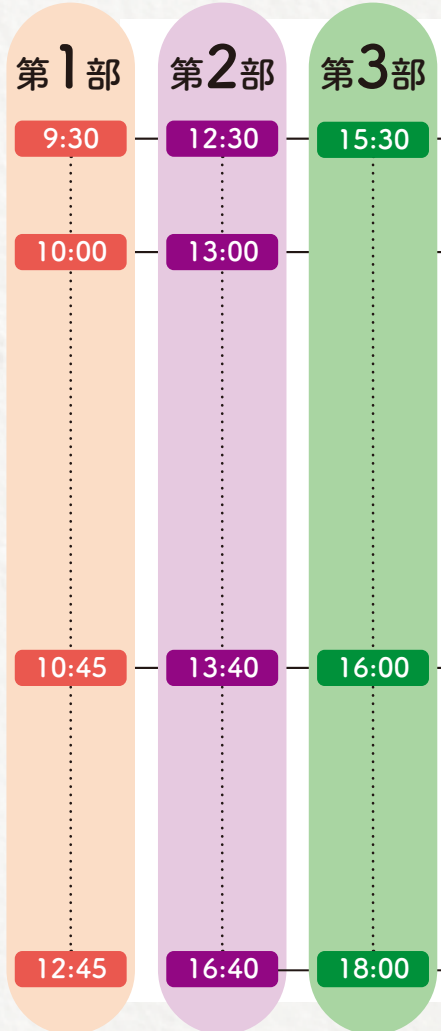
元町メモリアル

10周年 大感謝祭

参加無料・完全予約制

2024. 10/22(火)・23(水)

第1部	9:30 受付	10:00-12:45
第2部	12:30 受付	13:00-16:40
第3部	15:30 受付	16:00-18:00



タイムスケジュール

受付開始
 【第1部】 9:30～
 【第2部】 12:30～
 【第3部】 15:30～

終活セミナー
 【第1部】【第2部】のみ開催
 ご自身のために、遺される大切な方のために「終活」について考え始める方が増えています。そんな方のためのセミナーを開催いたします。



個別相談会・内覧会

終活・お葬儀のことなどスタッフが親身になってお悩み解消のお手伝いをいたします！



お葬儀に必要なものを**会員価格**で利用したい！毎月一定の金額をお支払い頂くことにより、冠婚葬祭ご利用時に「会員割引」が受けられるととてもお得なシステムです。

R1コース
 1口あたりの月掛金 月々 **1,500円** × **160回** [13年4ヶ月] 契約額 **240,000円**

※施行時に消費税相当額(10%)をお預かりいたします。消費税を含む支払総額は264,000円となります。

○一括払の場合(1口) **216,000円** 月払より**24,000円**お得!!

※左記の金額は消費税相当額を含みません。施行時に消費税相当額(10%)をお預かりいたします。
 ※会員システムの契約額には含まれない別途費用がかかる商品がございます。(令和6年4月1日現在)

葬儀費用に備える保険期間1年の「掛捨て型死亡保険」!
 無配当1年定期保険(保険金建)

はじめやすい 葬儀保険 保険金一定プラン

満65歳女性 死亡保険金額 **50万円**の場合 月払保険料(ご契約初年度) **490円** ※1

- ☑死亡保険金の100%を最短翌営業日※2にお支払い!
 - ☑医師の診査は不要です。満89歳までお申込みできます! ※3
- ※1:保険料は掛捨てで、1年更新毎に通常上がります。ご理解の上、お申込みください。左記以外の年齢別保険料については、パンフレット等でご確認いただくか、またはお問合せください。
 ※2:保険金クイックサービスの適用条件を満たす場合に限り、(株)メモリアルライフが死亡保険金請求書類を受付けた日から、最短で翌営業日に死亡保険金の100%をお支払いします。
 ※3:簡単な告知書への記入が必要です。健康状態などによっては、お引受けできない場合があります。
 ※ご契約に際しては、「ご契約内容(契約概要)」(特に重要なお知らせ(注意喚起情報))「ご契約のしおり・約款」を必ずご一読ください。また、お客様(被保険者)がご加入の公的年金(遺族年金)等社会保険から給付される死亡保障(年金ダイヤルまたはお近くの年金事務所)にお問合せください。)についてもご案内の上でご検討ください。

【取扱代理店】株式会社メモリアル 【引受保険会社(少額短期保険業者)】株式会社メモリアル・ライフ
 【登録番号】関東財務局長(少額短期保険)第18号 【承認番号】MLAD2402-12

各種お申込みにつきましては、右のハガキに必要事項をご記入のうえ、お近くのポストにご投函ください。

料金受取人払郵便
 佐世保局 承 認
 177
 差出有効期間 令和8年1月31日まで有効(切手は不要です)
 (受取人) 長崎県佐世保市元町1-15 株式会社メモリアル 行
 担当者



▼お客様情報の記入をお願い致します。

ご氏名 _____ 様 (男・女)

ご住所 〒 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

電話番号 _____

※記載された個人情報については、事業に関する宣伝物、印刷物発行・送付、宣伝情報等の送信及びマーケティング活動、商品開発のために利用します。

▼希望される項目にチェックをつけてください。

1. イベントに参加したい(複数選択可)

ご希望日

10/22(火) 第1部(9:30～) 第2部(12:30～) 第3部(15:30～)

10/23(水) 第1部(9:30～) 第2部(12:30～) 第3部(15:30～)

ハガキでのお申込み

①必要事項を記入します。 ②キリトリ線に沿って切り取ります。 ③のり付けして中央で折り、貼り合わせます。 ④切手を貼らずにポストに投函してください。

記入 切る 貼る 投函

株式会社メモリアル
 経済産業大臣許可(互)8034号 営業本部/佐世保市元町1-15
TEL 0956-22-1118
 【受付時間】10:00～17:00(土・日・祝・年末年始を除く) 24032501500007-4000